

図1 調査のフロー

結果

1) 改良の進め方

まず、研究協力者を対象として、アンケートを配信、回収を複数回繰り返した。その中で見つかった課題をもとに、アンケートの内容やシステムに改良を加えた。

次に、2007年12月より、熊本県内の事業所を対象に50名で調査を開始し、把握された課題と実施した改良内容を以下に示した。

さらに、2008年1月までのデータ解析結果を示す。

2) 基本情報入力から通常勤務か否かを問う質問までの課題と改良 (図2)

初回は、被験者の属性を回答させ、2回目以降は、初回の入力画面が表示され、変更があったときのみ入力してもらうこととした。

対象日の勤務形態によってアンケート形式を振り分けた。対象日が通常勤務(朝自宅から会社へ出社し、夜自宅に帰る勤務)の場合は図3、通常勤務以外の場合は図4の画面を表示した。

当初は、アンケート対象日が通常勤務かどうかのみを聞くことになっていたが、翌日が通常勤務ではないときには、残業を多くする、寝だめをするなど、翌日も通常勤務である時とは違った特徴があることから、翌日の勤務形態を問う項目を追加した。

基本情報についてお答えください

性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
住所	<input checked="" type="radio"/> 市内 <input type="radio"/> 市外
調査人の名前	<input type="radio"/> 一人暮らし <input type="radio"/> それ以外
調査人と同居しているか	<input type="radio"/> はい(同居している) <input type="radio"/> いいえ(同居していない)
住所(市区町村)	北九州市八幡西区鹿生ヶ丘1-1
職種	医師 <input type="text"/>
職位	正社員 <input type="text"/>
通勤の手段	<input checked="" type="radio"/> 自家用車 <input type="radio"/> それ以外
往復の通勤時間	25分 <input type="text"/>

次へ

操作ガイド

アンケートが初めての方はすべての項目にお答えください。
2回目以降の方は、変更が生じた場合のみお答えください。

1月25日(金)の勤務についてお答えください

今日の日は通常勤務(朝会社へ出勤し夕方～夜帰宅する勤務)でしたか?	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
翌日は通常勤務(朝会社へ出勤し夕方～夜帰宅する勤務)でしたか?	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

次へ

操作ガイド

該当日の勤務について、該当するものを選択して「次へ」のボタンをクリックしてください。

図2 属性入力から勤務形態を問う画面まで

3) 通常勤務の場合：セグメントの開始時刻を問う画面の課題と改良 (図3)

調査の対象となる時間は、調査日当日の起床時刻から翌日の起床時刻までであり、通常勤

務の場合には、この調査対象時間をセグメントに分けて、生活時間を入力してもらうこととした。図 3 は、セグメントの開始時刻を聞くための画面である。ここに入力された時刻から各セグメントの持ち時間が計算され、次画面で各セグメントの持ち時間が表示される。

1 月 25 日(金)の勤務についてお答えください

その日は通常勤務(朝出社し、夕方～夜退社する勤務)でしたか?	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
--------------------------------	---

翌日は通常勤務(朝出社し、夕方～夜退社する勤務)でしたか?	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
-------------------------------	---

次へ

1 月 25 日(金)の生活時間についてお答えください

起床時刻は何時何分(24H)でしたか?	7 時 30 分
家を出た時刻は何時何分(24H)でしたか?	8 時 30 分
会社に着いた時刻は何時何分(24H)でしたか?	9 時 00 分
退社時刻は何時何分(24H)でしたか?	17 時 30 分
家に着いた時刻は何時何分(24H)でしたか?	21 時 00 分
就寝時刻は何時何分(24H)でしたか?	23 時 00 分
翌日の起床時刻は何時何分(24H)でしたか?	7 時 00 分

次へ

図 3 セグメントの開始時刻を問う画面

4) 通常勤務の場合：生活時間を記入する画面の課題と改良(図 4)

通常勤務の場合、5つのセグメントに分け、1.起床から出勤まで、2.家を出てから会社に着くまで、3.会社についてから退社まで、4.退社後から帰宅まで、5.帰宅から就寝までとした。前画面で計算された各セグメントの持ち時間を表示し、対象者に残り時間が「0」となるように入力させた。

1 月 25 日(金)の起床から、今朝の起床までの生活時間について残り時間が0になるように入力してください。

起床～出勤までの時間について

起床	07:30	分
起床から出勤までの時間	00:00	分
通勤(徒歩)	00:00	分
通勤(車)	00:00	分
通勤(電車)	00:10	分
会社へ到着	08:40	分
出勤	09:00	分
退社	17:30	分
帰宅	21:00	分

操作ガイド
合計が24時間、または残り時間が0になるように入力してください。
残り時間が0になりましたら、ページ下部の「送信」ボタンをクリックしてください。

合計	24:00	分
残り	00:00	分
送信	送信	分

図 4 通常勤務時のアンケート画面(次ページに続く)

家を出てから、会社に着くまでの時間について

通勤時間	<input type="text" value=""/>
食事	<input type="text" value=""/>
趣味・娯楽・読書	<input type="text" value=""/>
その他	<input type="text" value=""/>
小計	0 時間 30 分
残り	0 時間 0 分

■ 合計 ■	
23	時間 30 分
■ 残り ■	
0	時間 0 分

会社についてから退社までの時間

仕事(残業を除く)	7 時間 30 分
残業時間	<input type="text" value=""/>
食事	<input type="text" value=""/>
身のまわりの用事(風呂、トイレ、洗面、化粧、着がえなど)	<input type="text" value=""/>
会話・交際	<input type="text" value=""/>
その他	<input type="text" value=""/>
小計	8 時間 30 分
残り	0 時間 0 分

退社後から帰宅までの時間

通勤時間	<input type="text" value=""/>
仕事の付き合い	1 時間 00 分
食事	<input type="text" value=""/>
会話・交際	1 時間 00 分
趣味・娯楽・読書	<input type="text" value=""/>
家事	<input type="text" value=""/>
その他	<input type="text" value=""/>
小計	3 時間 30 分
残り	0 時間 0 分

帰宅後から就寝までの時間

身の回りの用事(風呂、トイレ、洗面、化粧、着がえなど)	<input type="text" value=""/>	
食事	<input type="text" value=""/>	
家事	洗濯・洗器・掃除	<input type="text" value=""/>
	子供の世話	<input type="text" value=""/>
	衣類整理	<input type="text" value=""/>
会話・交際	<input type="text" value=""/>	
趣味・娯楽・読書	<input type="text" value=""/>	
家で仕事	<input type="text" value=""/>	
睡眠	8 時間 0 分	
その他	<input type="text" value=""/>	
小計	10 時間 0 分	
残り	0 時間 0 分	

図4 通常勤務時のアンケート画面(続き)

被験者の時間入力を支援するため、合計時間と残り時間をフローティングボックスに表示させる工夫をした。また、被験者が生活時間を入力すると、各セグメントの小計と残り時間が自動で計算され表示される。

5) 通常勤務以外の場合：生活時間を記入する画面の課題と改良（簡易版）

主な、解析対象は、通常勤務時のデータであるが、振り分けの質問で、「通常勤務ではない」を選択した時に、何も調査しないと、被験者が、虚偽の申告をし、調査を切りあげようとする可能性が考えられる。よって、「通常勤務ではない」を選択した場合も、簡易版の調査画面による調査を行うこととした。簡易版の画面では、一日の生活時間をまとめて聞く。そのため、どんな生活パターンでも対応できる反面、情報が不正確になることは否めない。

1月25日(金)の生活時間について合計が24時間になるようにお答えください。

操作ガイド

合計が24時間、または残り時間が0になるようにお答えください。
残り時間が0になりましたら、ページ下部の「送信」ボタンをクリックしてください。

食事(3食分)		時間		分	
身の回りの用事(風呂、トイレ、洗面、化粧、着がえなど)		時間		分	
仕事(残業を除く)		時間		分	
残業時間		時間		分	
家で仕事		時間		分	
仕事のつきあい		時間		分	
家事	炊事・洗濯・掃除		時間		分
	子供の世話		時間		分
	家庭雑		時間		分
会話・交際		時間		分	
趣味・娯楽・教養		時間		分	
睡眠		時間		分	
通勤時間		時間		分	
休息		時間		分	
その他		時間		分	
小計	0	時間	0	分	

■ 合計 ■
0 時間 0 分
■ 残り ■
24 時間 0 分

送信

図5 簡易版のアンケート画面

6) データの回収状況

(1) 回収率

アンケートの回収率は、表1の通りである。

表1 アンケート回収率

	1回目 (07/12/25)	2回目 (08/01/09)	3回目 (08/01/17)
回答数	39/50	38/50	33/50
回収率	78%	76%	66%

(2) 残業時間とその他の生活時間の関係

図6は、残業時間と、その他の生活時間の関係をプロットしたものである。この図からは、明らかな傾向を認めない。図7、図8では、残業時間別に、睡眠時間、その他の生活時

間の平均値を見た。図 7 より、残業時間が 5 時間未満では、睡眠時間は保たれ、その他の時間が減っていく傾向を認めた。残業時間が 5 時間以上になると睡眠時間も減るようであった。図 8 で、その他の時間の内訳を見ると、残業時間が長くなると、会話・交際の時間、食事時間、趣味娯楽に費やされる時間が減少する傾向を認めた。

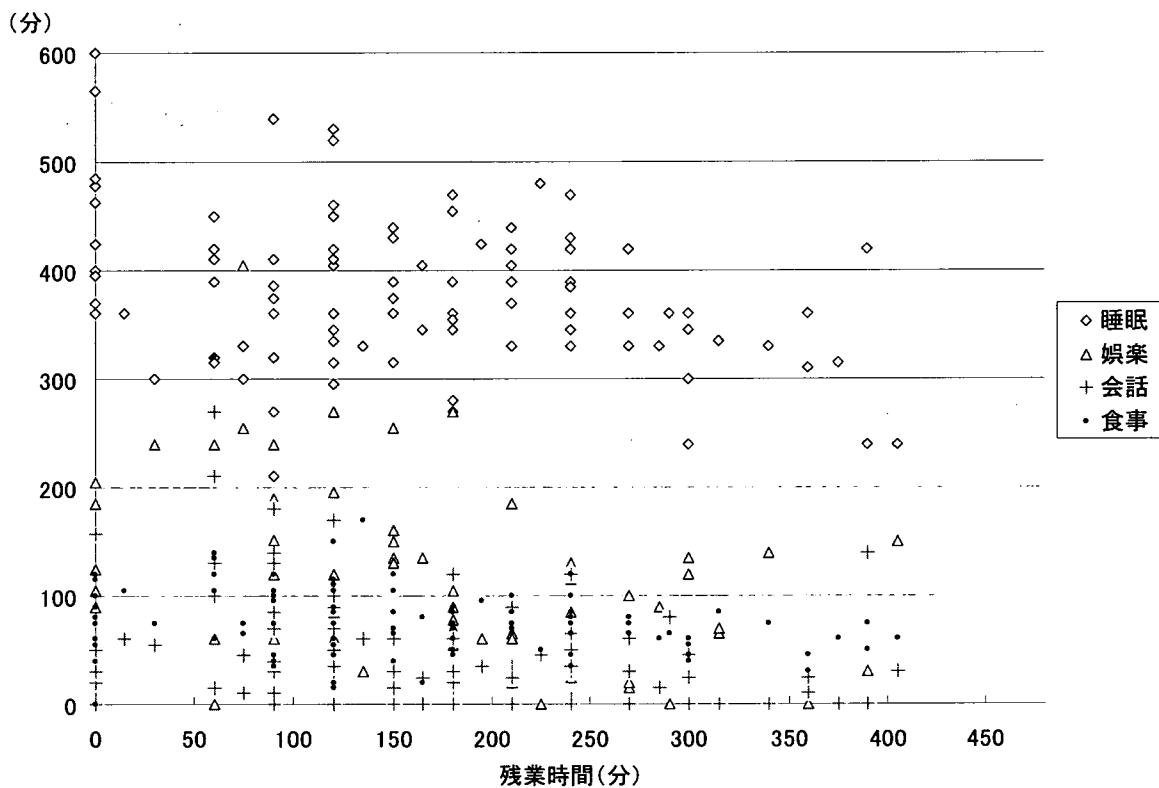


図 6 残業時間とその他の生活時間の関係

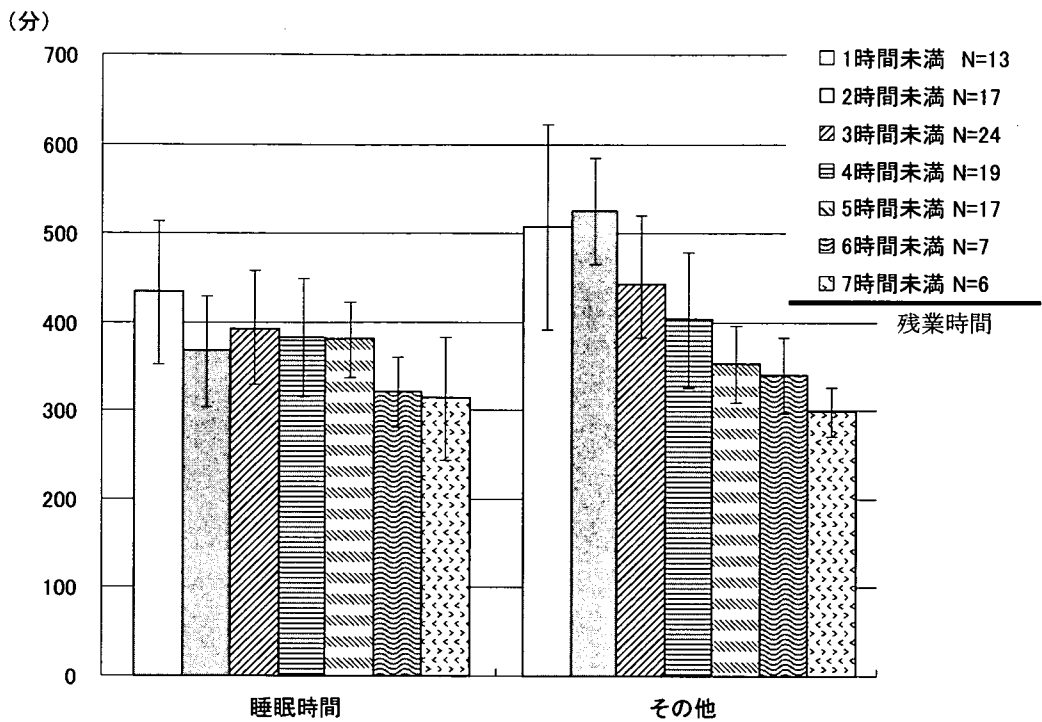


図7 残業時間別に見た平均睡眠時間とその他の生活時間

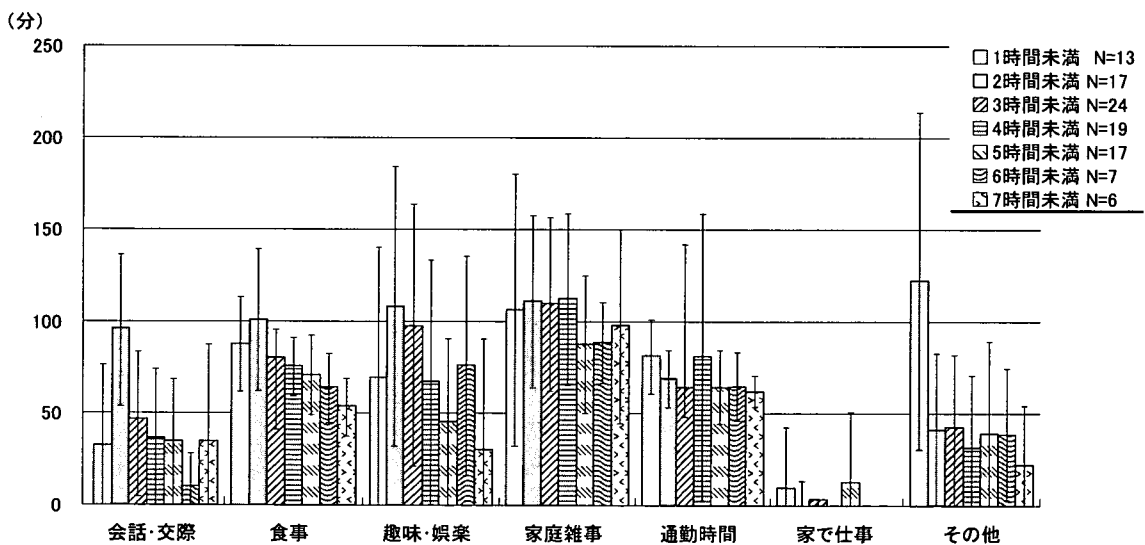


図8 その他の時間の内訳

考察

現在までに回収したデータから、回収率の低下を防止するための対策が必要と考えられた。今後は、定期的に職制を通じ、回答への協力を呼びかけていく必要がある。

また、3回分のみの粗集計ではあるが、残業時間が長い時には、その他に費やされる時間が減り、睡眠時間を保とうとする傾向を見ることができた。その他に費やされる時間では、会話・交際、食事、趣味・娯楽に費やされる時間が減少しやすい傾向を認めた。今後は、デー

タを積み上げ、さらにこれらの事を検証していきたい。

本研究を行うことにより、個人内で、残業時間が増減したときに、何の時間を増減させ対応しているのかを解析することができる。これにより、睡眠不足に陥りやすい集団の特性や、長時間労働をしても、睡眠が保たれる集団の特性が明らかになるかもしれない。しかし、現在のところ、対象企業は1社、50人であるため、結果を直ちに一般化はできない。今後、対象企業を増やし、対象人数を増やす必要がある。

結語

本研究では、労働者の生活時間を調査するためのツールを開発した

参考文献

- 1) 社会生活基本調査報告 総務省統計局
(<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/index.htm>)
- 2) 日本人の生活時間、NHK 国民生活時間調査、2005、NHK 放送文化研究所編

11 インターネットを介した情報提供ツール
「過重労働対策ナビ」のアクセス状況についての調査研究

インターネットを介した情報提供ツール「過重労働対策ナビ」の アクセス状況についての調査研究

掛井真純¹、井上真紀子¹、那須幸平¹、新見亮輔¹、中尾智¹、
川波祥子¹、筒井隆夫¹、津上正晃²、堀江正知¹、
1 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学
2 ビズ・コレジオ(株)

要旨

本研究は、本研究全体の成果が現場の産業保健担当者に広く活用されるように作成し、平成 17 年 7 月に公開したインターネット上でのサイトである「過重労働対策ナビ」(<http://www.oshdb.jp>) の利用状況について調査することを目的に実施した。「過重労働対策ナビ」へのアクセス状況を advanced website analysis v6.0 を使用して、訪問者数、検索方法（検索エンジン、検索単語）、閲覧ページ、滞在時間等について、平成 17 年 7 月から平成 19 年 12 月まで記録し、毎月の傾向を集計した。サイトの訪問者数や閲覧情報量は、平成 17 年 11 月の労働安全衛生法改正の時点では増加せず、平成 18 年 1 月に労働安全衛生規則が改正され実務の変更が明確になった以降に継続して増加していた。頻回に利用されているページは、事業場における事例、面接指導体制、文書・書式集等の実務に関連する内容であった。平成 18 年 1 月ごろからは検索エンジンによる検索の利用が増加し、検索エンジンの種類が多様化し、検索単語が簡素化する傾向があった。検索単語は、当初、「過重労働対策ナビ」が利用され、平成 18 年 6 月ごろからは「過重労働対策」が最多となり、平成 18 年 9 月ごろからは「過重労働」と入力して検索する場合が連続して最多となっている。平成 19 年 12 月 31 日現在、主要な検索エンジンで「過重労働」や「過重労働対策」という単語で検索した場合に、本サイトがヒットする順位は、ほとんどの検索エンジンで第 1 位か第 2 位になっている。また、産業保健推進センター等のホームページにリンクが貼られていた。これらのことから、本サイトは「過重労働」の健康管理に関する分野における主要なサイトとして活用されるようになってきたと考えた。今後、頻回利用者へのサービスをさらに充実するために、定期的な情報更新、利用者意見の反映、他のホームページでのリンク設定の増加をめざすことが重要と考えた。

目的

現場の産業保健担当者に過重労働対策に関する医学文献、企業の面接指導体制、面接指導事例、法令や行政指導等の情報を提供することを目的に平成 17 年 7 月に無料で公開したインターネット上のサイトである「過重労働対策ナビ」(<http://www.oshdb.jp>) の利用状況について調査することを目的とした。

方法

「過重労働対策ナビ」へのアクセス状況を advanced website analysis v6.0 を使用して、

解析した。訪問者数、検索方法（検索エンジン、検索単語）、閲覧ページ、滞在時間等について、平成 17 年 7 月から平成 19 年 12 月まで記録、集計した。ただし、30 分以上経過後の同一アドレスからのアクセスは、異なる訪問者として認識した。

結果

サイトの訪問者数や閲覧情報量は、平成 18 年 8 月以降に急増し、平成 19 年 11 月まで、ほぼ持続して増加傾向にあった（図 1）。観察期間中では、平成 19 年 11 月が最多であった。

「過重労働対策ナビ」を利用した者が、サイト内に滞在する平均時間は、平成 18 年 9 月以降は概ね 5 分前後で推移していたが、平成 19 年 12 月には 3 分前後と減少傾向にあった（表 1）。その一方で、1 時間以上滞在する人数も一日平均 1～2 人程度で継続して推移していた。事業場における事例集、面接指導體制、文書・書式集等の実務に関連するページが頻回に利用される傾向が継続していた（表 2）。

「過重労働対策ナビ」へのアクセスは、公開当初は、URL を直接入力してアクセスしなければならなかった。平成 17 年 7 月以降の推移を観察すると、検索エンジンによる被検索回数が増加し、検索エンジンの種類が多様化し、検索単語が簡素化する傾向が見られた。検索エンジンは、平成 18 年 1 月ごろまでは認知していなかったが、平成 18 年 2 月からは Google と MSN の検索エンジンが認知するようになり、平成 18 年 6 月からは Yahoo の検索エンジンも認知するようになったことが明らかであった。特に、平成 19 年 6 月以降、直接入力によるアクセスが減少し、Yahoo 等の検索エンジンによるアクセスが増加傾向にあった（表 3、表 4）。検索単語は、平成 17 年内は、検索エンジンにほとんど認知されていなかったことからいずれもヒットしていなかったが、平成 18 年始めごろから検索単語が利用できるようになり、サイト名である「過重労働対策ナビ」が最初に利用され始め、次に平成 18 年 6 月ごろからは「過重労働対策」が最多となり、平成 18 年 9 月ごろからは「過重労働」と入力して検索する場合は連続して最多となっている。

平成 19 年 12 月 31 日現在、各検索エンジンによって、「過重労働」または「過重労働対策」という単語で検索した場合に、本サイトがヒットする順位は、表 5 の通りである。

本サイトにリンクを貼っているホームページとしては、東京産業保健推進センター、岐阜産業保健推進センター、福岡産業保健推進センター、福岡県職員共済組合、ツジ胃腸科医院（久留米市）などがあつた。

考察

「過重労働対策ナビ」の利用は、過重労働対策に関する政策に対する関係者の関心によって変化することが考えられる。長時間労働者への面接指導が法制化された労働安全衛生法の改正に伴う利用状況の変化からは、関係者の関心は、法律の国会審議や公布の時期には十分に増したとはいえ、担当者の実務が変更されるようになった労働安全衛生規則の改正や法改正内容の施行の時期になってから、増加したと考えられる。平成 20 年 4 月から、産業医の選任義務のない小規模事業場でも面接指導等が義務付けられることもあり、このような法令改正については、政策の内容を取り決める時期から、関係者の関心を呼ぶような広報をしていくことが、より望ましいと考えられる。

本サイトを検索するにあたり、検索エンジンが多様化し、より短い検索単語でも検索順位が上位にヒットするようになったということは、本サイトが過重労働に対する健康管理分野における主要なサイトとして認知されるようになってきたことを示すものであると考える。今後、より一層の普及を図るには、新コンテンツの追加、法改正に対応した情報更新、利用者意見の反映、他のホームページでのリンク設定の増加をめざすことが重要と考えた。

まとめ

「過重労働対策ナビ」のアクセスは、平成 18 年の初めごろから徐々に増加し、観察期間中では、平成 19 年 11 月が最も多かった。

「過重労働対策ナビ」のサイト内の滞在時間は、平成 18 年 9 月以降は平均 5 分、平成 19 年 9 月以降は 3 分前後で推移していた。

「過重労働対策ナビ」のサイト内では、事業場における事例、面接指導体制、文書・書式集などの実務に関連する内容が頻回に利用される傾向が継続していた。

「過重労働対策ナビ」は、徐々に、多種類の検索エンジンによって、より単調な用語によって検索が可能となっており、平成 19 年 12 月現在、主要な検索エンジンにおいて、「過重労働」、「過重労働対策」という検索語で 1 位でヒットするサイトとして利用されるようになっている。

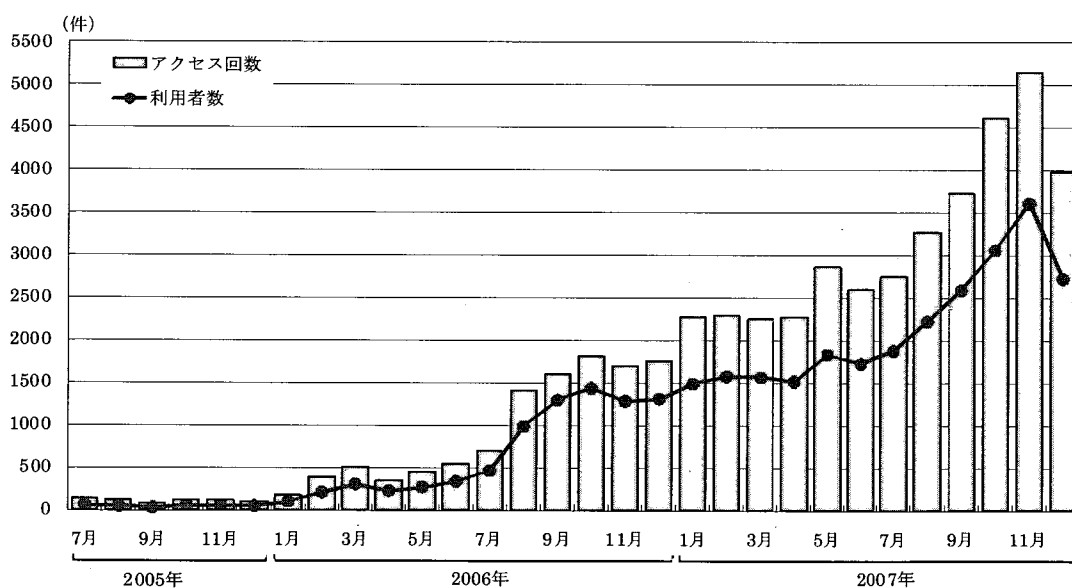


図 1 「過重労働対策ナビ」の利用者とアクセス回数の推移、月別

表1 「過重労働対策ナビ」の利用者の平均滞在時間および滞在時間別の利用者数

	平均時間 (秒)	滞在時間別の訪問者数(回)							不明	
		～30秒	30秒～	2分～	5分～	15分～	30分～	1時間～		
平成17年	7月	1393	31	14	17	19	15	5	41	1
	8月	1189	44	13	12	8	6	3	32	1
	9月	1547	28	3	8	4		2	29	1
	10月	1275	42	7	12	14	8	6	32	1
	11月	1205	38	12	18	8	7	1	33	1
	12月	1543	29	7	14	7	1	7	35	1
平成18年	1月	1104	50	20	14	25	21	8	33	1
	2月	885	141	47	37	58	24	32	49	3
	3月	585	246	62	46	58	25	23	40	2
	4月	590	192	34	32	26	15	11	35	2
	5月	680	224	47	38	47	26	25	45	1
	6月	510	283	63	59	59	29	16	39	1
	7月	492	357	82	59	84	38	25	40	1
	8月	375	932	121	89	102	52	67	49	3
	9月	282	1131	123	95	113	41	40	48	1
	10月	310	1231	158	118	134	64	57	52	1
	11月	304	1162	145	132	106	57	46	55	1
	12月	333	1192	121	104	138	76	65	48	7
平成19年	1月	335	1449	188	146	128	78	68	79	3
	2月	286	1518	197	135	139	77	58	60	1
	3月	236	1556	189	106	125	69	41	46	3
	4月	260	1350	167	128	128	56	56	38	3
	5月	312	1936	235	191	225	98	88	84	0
	6月	301	1693	233	153	154	90	73	72	1
	7月	269	1815	263	169	169	89	97	41	2
	8月	217	2241	300	185	193	97	74	39	3
	9月	179	2591	280	200	201	79	85	17	2
	10月	215	3438	361	244	250	158	124	47	2
	11月	172	4029	342	258	257	124	122	28	
	12月	186	3018	316	211	220	95	82	41	

表2 「過重労働対策ナビ」のページ別の利用回数

		閲覧ページ(回)					総説等
		事例集	面接指導体制	文書・書式集	トピックス	文献検索	
平成17年	7月	210	162	106	79	84	—
	8月	60	39	30	—	36	—
	9月	21	12	—	8	7	—
	10月	89	64	48	—	40	—
	11月	43	46	43	28	23	36
	12月	44	37	33	—	27	—
平成18年	1月	126	116	81	49	61	43
	2月	230	284	240	—	109	—
	3月	193	250	187	142	—	145
	4月	—	113	110	200	119	151
	5月	163	179	—	133	143	—
	6月	198	184	168	178	—	—
	7月	308	199	223	178	179	—
	8月	408	437	280	231	—	—
	9月	467	333	302	195	199	—
	10月	514	440	319	265	252	—
	11月	594	366	274	—	227	—
	12月	475	335	290	—	228	—
平成19年	1月	572	533	359	349	—	272
	2月	631	512	374	316	262	—
	3月	635	461	384	231	303	—
	4月	554	396	308	231	299	—
	5月	1042	781	612	363	527	370
	6月	774	530	432	—	530	—
	7月	882	623	504	—	—	—
	8月	1062	592	465	—	500	—
	9月	862	402	424	307	433	—
	10月	1099	716	649	370	579	454
	11月	1496	871	679	608	331	484
	12月	1286	760	518	467	310	401

「—」：閲覧頻度が低かったために、利用回数が計上されなかった場合

表3 「過重労働対策ナビ」の検索エンジンによる被検索回数、検索エンジン別

	直接入力	検索エンジン (回)							
		Google	Yahoo	MSN	Goo	nifty	infoseek	livedoor	Excite
平成17年 7月	12797	2							
8月	13279	6			1				
9月	12792	0							
10月	13253	0							
11月	12839	0							
12月	11889	0					1		
平成18年 1月	13255	0		5					
2月	12362	13		36			1		
3月	13976	102		59	15	2	1		
4月	12139	27		36	5		2		
5月	13189	79		73	4	3			
6月	13606	113	50	99	4	1			
7月	13629	192	156	103	9	1	1		
8月	14388	536	255	144	22	5	5		
9月	12060	961	152	152	78	20	13	1	
10月	13176	1158	130	205	85	44	28	1	
11月	12920	1018	114	161	92	25	29	3	
12月	12263	1016	130	196	81	11	21	2	
平成19年 1月	14251	1107	243	189	158	25	9	8	
2月	12173	1154	327		85	24	19	3	
3月	13041	1057	329	128	73	24	16		
4月	11831	973	225	86	71	20	17	1	
5月	15171	1528	330	120	91	39	14	3	8
6月	13751	1367	295	109	100	84	31	2	
7月	4602	1398	461	97	92	19	9	5	
8月	2053	1354	1154	94	80	22	15		13
9月	1514	1213	1812	78	86	37	5		28
10月	2763	1479	2229	42	140	24	10		29
11月	2354	1432	2835	74	111	17	12		17
12月	2099	1129	2068	40	61	19	20		19

表4 「過重労働対策ナビ」の検索エンジンによる被検索回数、検索単語別

	検索語 (回)		
	過重労働	過重労働対策	過重労働対策ナビ
平成17年 7月			1
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
平成18年 1月			
2月		7	13
3月	7	17	19
4月	18	15	14
5月	16	14	12
6月	8	27	8
7月	43	54	13
8月	47	56	14
9月	64	42	14
10月	81	56	33
11月	90	72	
12月	86	59	
平成19年 1月	211	64	23
2月	192	99	29
3月	181	58	
4月	149	47	29
5月	284	48	47
6月	242	72	56
7月	318	103	19
8月	352	75	23
9月	298	69	
10月	349	76	
11月	332	102	37
12月	284	79	17

表5 「過重労働対策ナビ」の主要検索エンジンによるヒット順位、検索用語別 (平成19年12月31日現在)

検索エンジン	検索語	
	過重労働	過重労働対策
Google	1位	1位
MSN	68位	1位
Yahoo	2位	1位
Goo	1位	1位
Nifty	1位	1位
Infoseek	1位	1位
Livedoor	1位	1位
Biglobe	1位	1位
Mooter	2位	1位
Fresheye	2位	1位
Ask.jp	24位	1位
Hatena	1位	1位

12 小規模事業場における医師による面接指導等 の実施に関するQ&Aの作成と評価

小規模事業場における医師による面接指導等の実施に関する Q&A の作成と評価

井上真紀子¹、石川雄一¹、掛井真純¹、新見亮輔¹、中尾智¹、那須幸平¹、
川波祥子¹、筒井隆夫¹、堀江正知¹、川瀬洋平²、永野千景³、河津雄一郎⁴

¹産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学、²三菱化学（株）人事部健康
開発センター、³（株）クボタ筑波工場健康管理室、⁴（株）平和堂人事教育部健
康管理室

要旨

平成 20 年 4 月からは、地域産業保健センターにおいて、事業者や労働者から小規模事業場における過重労働者に対する医師による面接指導に関する制度や事例の相談を受け付けることに備えた Q&A を作成することを目的に、本制度の説明を受けた医学部学生および初期臨床研修医および日本医師会産業保健委員会委員から、本制度に関する質問を提出させる方法で質問を収集した。収集された 114 の項目を「制度そのものに関するもの」、「面接対象者の選び方に関するもの」、「実際の面接指導に関するもの」、「長時間労働対策に関するもの」に分類して、73 の項目に整理した。それらに対して、産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学教室に所属する専門修練医及び専属産業医 4 人に依頼して回答を作成した。福岡産業保健推進センターが、この Q&A を冊子として製本し、福岡市と北九州市で開催された地域産業保健センターに関係する医師 163 人を対象とした研修会で配布のうえ解説した。その際、冊子に対する評価を調査し、質問の数や内容について良好な評価を得た。

目的

平成 20 年 4 月から労働安全衛生法第 66 条の 8 の規定が常用労働者数 50 人未満の小規模事業場にも適用されることにより、小規模事業場においても、法定労働時間を超えた労働時間が 1 月あたり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者で面接指導を受ける旨申し出た者に対し、医師による面接指導を実施する義務が事業者に課せられることになる。これに伴い、地域産業保健センターには、事業者や事業場の安全衛生部門の担当者から面接指導の実施に関する様々な疑問が寄せられることが予測されるが、地域産業保健センターが十分に対応できるだけのマンパワーや知識が無い可能性がある。そこで、地域産業保健センターで対応を行う医師やスタッフが、質問に答えることができるように、「小規模事業場のための過重労働対策・面接指導 Q&A」を作成し評価することを目的とした。

方法

本制度の概要について初めて説明を受けた医学部学生および初期臨床研修医から、本制度に関する質問を提出させる方法で質問を収集した。さらに、収集した質問の一覧と回答例を日本医師会産業保健委員会に配布し、その他に想定される質問項目を提出してもらった。集まった質問項目は、研究者らが「制度そのものに関するもの」、「面接対象者の選び方に関するもの」、「実際の面接指導に関するもの」、「長時間労働対策に関するもの」に整理し、重複する項目を削除し、別途、必要と考えたものを加え、文体や形式の統一を行った。回答は、

産業医科大学産業保健管理学教室に所属する専門修練医で作成した原案を、専属産業医 4 人に産業現場で適用可能な内容となるように加筆と修正を依頼し、さらに研究者らにより再修正する方法で「小規模事業場のための過重労働対策・面接指導 Q&A」を作成した。

次に、福岡市（平成 20 年 2 月 26 日、参加医師数 53 人）と北九州市（平成 20 年 2 月 27 日、参加医師数 110 人）において地域産業保健センターに係る医師等を対象に開催した研修会において解説しながら「小規模事業場のための過重労働対策・面接指導 Q&A」を配布し、その場でアンケートにより本冊子に対する評価を調べた。

結果

当初、学生、研修医、日本医師会産業保健委員会委員からは、114 項目の質問が収集された。その後、専属産業医と研究者らの作業により最終的には 73 項目となった。完成した「小規模事業場のための過重労働対策・面接指導 Q&A」（図 1）の一部を添付資料として示した。本冊子は、労働者健康福祉機構福岡産業保健推進センターが冊子として製本し、福岡県内に設置されている 12 の地域産業保健センターに配布した。また、地域産業保健センターに係る医師等を対象に開催した研修会において、全体のレイアウト、設問に対する回答の分量と内容について、良好又は十分であるという評価を得た（表 1、2、3）。

表 1 全体のレイアウトや読みやすさ

全体のレイアウトや読みやすさ（回答率 53%）		
非常に良い	4	5%
よい	82	95%
悪い	0	0%
非常に悪い	0	0%
	86	100%

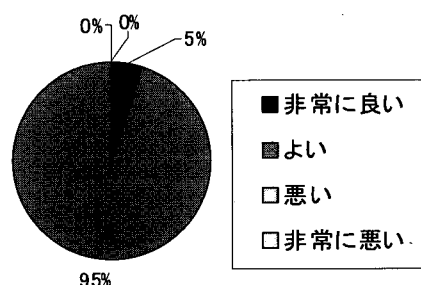


表 2 設問に対する回答の分量

設問に対する回答の分量（回答率 49%）		
多すぎる	1	1%
やや多い	64	80%
やや少ない	15	19%
少なすぎる	0	0%
	80	100%

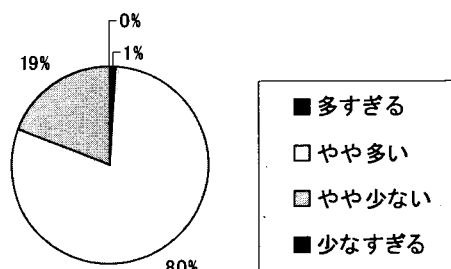
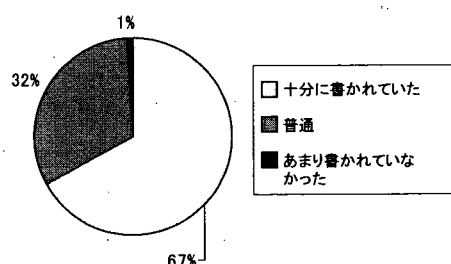
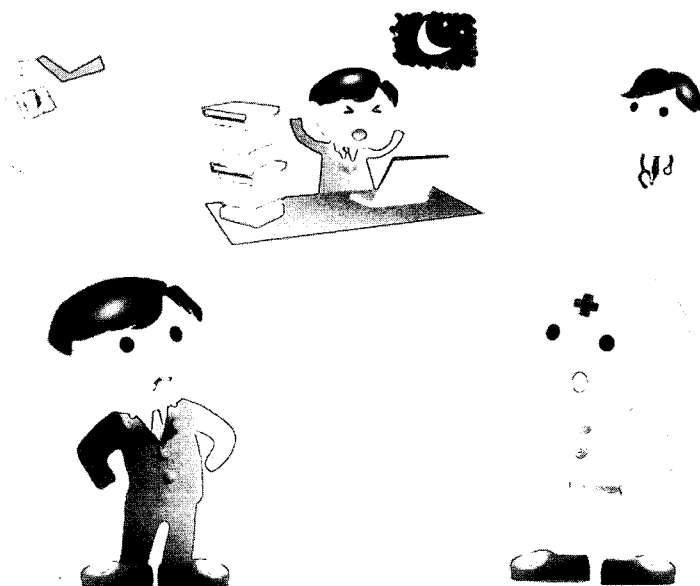
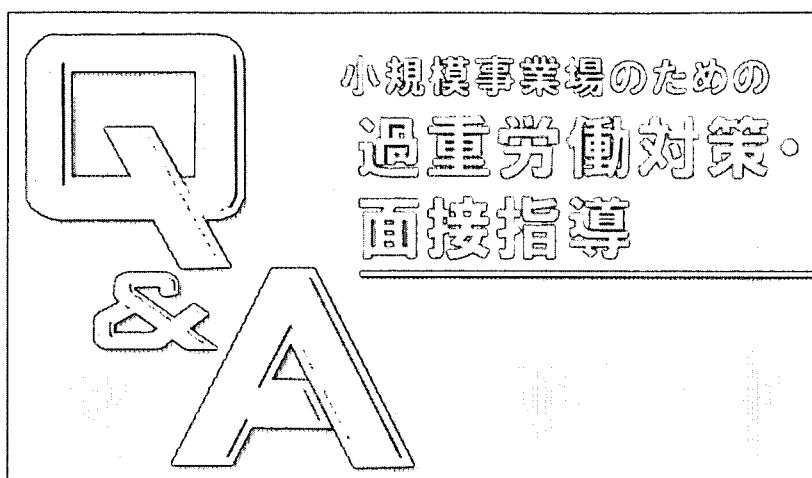


表 3 設問に対する回答の内容

設問に対する回答の内容（回答率 55%）		
知りたい内容		
十分に書かれていた	60	67%
普通	29	32%
あまり書かれていなかった	1	1%
	90	100%





福岡産業保健推進センター
産業医科大学産業生態科学研究所

図1 小規模事業場のための過重労働対策・面接指導 Q&A (表紙)

考察

小規模事業場ではもともと安全衛生活動が十分に行われていないことが多く、また労働時や賃金についても管理が出来ていないことがあり、想定される質問項目には労働基準法関連のものも多く見られた。また、親会社や元請との関係のように、経営そのものに関する質問項目もあったが、これらの問題が中小企業における過重労働の根本的な原因である場合も多いと考え、回答を作成した。面接指導が開始されることで地域産業保健推進センターには多くの問い合わせが来ることが予想され、今回作成した Q&A 以外の質問や不都合も生じてくる可能性があるため、今後も内容を更新していく必要がある。また、福岡県以外でもこの Q&A を活用していくために、印刷して配布したり、インターネット上で公開したりすることなどを今後は検討していく必要があると考えられた。

④ 面接指導後の措置について知りたい

- 63 事業者に、面接指導で「注意喚起」という有様の場合、具体的にどのようなことをすればよいのでしょうか。
- 64 面接指導の結果、「応募禁止」という有様でしたが、本人も事業者も納得しておらず、今度も応募が再開しそうです。労働者や事業者は、医師の意見に賛同しなかった場合には、処罰されるのでしょうか。
- 65 事業者は、面接指導の結果、労働者が医師の意見を尊重して実施した就業費用を負担すべきでしょうか。

④ 面接記録など個人情報情報の管理方法について知りたい

- 66 事業者は、面接指導の記録をどのように保管すればよいのでしょうか。
- 67 事業者は、面接指導の結果について報告を要するのでしょうか。



④ 具体的な長時間労働対策について知りたい

④ 会社として、長時間労働にどのように取り組むべきか知りたい

- 68 事業者は、労働者が事業者が休暇を取りやすくなるには、具体的にどうすればよいのでしょうか。
- 69 事業者は、事業者が休暇を取っていないかわかった労働者が、過度な業務の負担による健康被害を招いた場合に、何らかの責任に問われるのでしょうか。
- 70 事業者は、過度労働による健康被害を防止する対策として具体的にどのようなことを実施すればよいのでしょうか。

④ 経営者として、どのように長時間労働に知照すればよいか知りたい

- 71 事業者は、発注者が費用や期間に際して原価を押し付けてくる場合にはどう対処したらよいのでしょうか。
- 72 事業者は、発注者が過度な業務の遂行を強いる場合にはどう対処したらよいのでしょうか。
- 73 新卒工が退職して、同じ仕事に長時間を要するようになった場合に、事業者は、どうしたらよいのでしょうか。

④ 就業労働者の労働者や管理監督者の労働時間について

- 40 就業労働者の労働者のように実際の労働時間を把握していない労働者については、面接指導の対象者を選定しなくてもよいのでしょうか。
- 41 管理職など労働時間を把握していない労働者にも面接指導を行う必要がありますか？

④ パートやアルバイトなど正規雇用以外の従業員について

- 42 パートやアルバイトの労働者にも面接指導を実施する必要がありますか。
- 43 外国人の労働者にも面接指導を実施する必要がありますか。
- 44 海外研修生や派遣の従業員にも面接指導を実施する必要がありますか。
- 45 派遣社員は、面接指導を実施する対象者に含める必要がありますか。
- 46 建設の会社で仕事をしており、向方の仕事をあわせると長時間労働になるという労働者については、いずれかの事業者が面接指導を実施する必要がありますか。

④ 事業主の労働管理について

- 47 事業主自身に過度な業務の負担があり、部署格差の発生（階層や層こり）などの態状がある場合は、面接指導を受けた方がよいのでしょうか。
- 48 従業員は就業仕様の会社ですが、残業である従業員は、面接指導の対象になるのでしょうか？



④ 面接指導の実態

④ 面接指導の具体的なやり方が知りたい

- 49 面接指導の実用は、誰が実施するのでしょうか。
- 50 面接指導の実態には、どれくらい時間をおかければよいのでしょうか。
- 51 面接指導は、どこで行われるのでしょうか。
- 52 面接指導を受けるにあたり、事業者や労働者が準備に要することはいくつありますか。
- 53 面接指導では、労働者はどのようなことを聞かれるのでしょうか。
- 54 面接指導は、どの医師機関やどの医師に依頼してもよいのでしょうか。また、委託診断所でも受けられるのでしょうか？
- 55 事業者の健康を担う者は、過度な業務の負担がある労働者と面接する必要があるのでしょうか。
- 56 面接指導は、家族や友人などと同様にして受けなくても構わないのでしょうか。
- 57 出張などで海外に派遣している労働者を対象とした面接指導は、日本で行わなくてもよいのでしょうか。
- 58 面接指導では、医師による診断や検査が行われることがありますか。
- 59 事業者は、面接指導を相談窓口と同様に実施してもよいのでしょうか。
- 60 医師組織や発注出張中の労働者は、どこで面接指導を受けさせたらよいのでしょうか。
- 61 女性の労働者が多いので女性の医師に面接指導を依頼したいのですが、可能でしょうか。

④ 面接指導の申し出について

- 62 面接指導の対象者を選定する際などに、労働者に業務が繁忙しているかどうかをどのように判断したらよいのでしょうか。